

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大 高 智 之

<p>路線名</p>	<p>石坂高坂停車場線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>東松山市大字正代字折本一〇 二四番一地先から同市大字高 坂字参番町九六四番二地先ま で</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和二年四月一日</p>
<p>備考</p>	<p>令和二年三月三十一日付 け埼玉県東松山県土整備 事務所長告示第五号で告 示した道路予定区域の供用 開始である。延長一〇二 六・九〇メートル</p>